

～再周知～

労働安全衛生法に基づく特別教育に係る 修了証の再交付・書替えについて

変更後

実施した特別教育に係る修了台帳の保存期間：5年

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部福岡職業能力開発促進センターは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別教育を実施しております。

修了証の発行については、労働安全衛生規則（第82条第1項及び第2項）に基づく再交付・書替え（以下「再交付等」という）を行っておりますが、この度、平成19年以降に作成した修了台帳の保存期間が5年間になったことに伴い、それ以前に作成した修了台帳も統一した取扱いをすることとなりました。

つきましては、**特別教育修了者に対する修了証の『再交付等の申請の有効期間を初回修了証発行から5年間』とし、この期間を過ぎた申請について再交付等はできません**のでご注意ください。

この変更は、「特別教育とは、事業主が危険・有害な業務に労働者を就かせる際に行うべきものであり、危険・有害な業務の取扱い方法や科学的理論についても時代の経過により変化するため、事業主の指示のもと改めて特別教育をうけた方が適切である」との趣旨によるものです。

何卒、ご理解たまわりますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部

福岡職業能力開発促進センター 訓練第一課

【住所】北九州市八幡西区穴生3丁目5-1

【電話】093-641-6909